

(仮称) 周南市徳山駅前広場等条例 (素案) に対する意見の概要と市の考え方

【条文に関するもの】

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	趣旨	<p>趣旨 (第1条) に広場等の意義と活性化の目的を明記すべきだと考える。</p> <p>例) 第1条 ～円滑を図るとともに、憩いと集いの場を提供することにより賑わいを創出し、人々の交流を促進することで中心市街地の活性化に寄与するため・・・等</p>	<p>・ご意見を踏まえ、条文に広場等の意義と活性化の目的を加筆します。</p>
2	行為の禁止	<p>条例素案の第6条(6)～(10)について、これらは禁止するだけでなく、行っても良い場所を駅近くに設けた方が良い。特にスケートボード場などは国でも増やそうとしているようだし、寝泊まりも杉乃井ホテルみたいに「遊び」込みで用意出来るなら観光にも役立つと思う。スケボユーザーも泊まってくれるだろうし。要するに禁止だけではダメだと思う。</p>	<p>・駅前広場及び自由通路は、鉄道とバス、タクシー等を繋ぐ道路 (通路) でもあり、歩行者が安全かつ円滑に通行できなければなりません。人通りの多い場所で自転車への乗車や球戯、ローラースケート等の行為、又は危険物の持ち込みや火気類の使用等の行為は、施設の安全を損ね、事故を引き起こす要因にもなりますので禁止事項としています。また、施設内での寝泊りは、美観を損ねたり、治安を乱すおそれがありますのでこれも禁止事項としています。</p> <p>・第6条は禁止事項を定めた条項であり、施設利用の自由度がないように感じる内容かもしれませんが、誰もが施設を安全かつ快適に使用できるようにするためには一定のルールが必要となりますのでご理解くださいますようお願いいたします。</p>

【条文に関するもの】

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
3	施設	「ポケットパーク」は一般的用語なのか。世間一般になじみが薄い用語と感じる。別用語への言い換え、あるいは注釈が必要ではないか。	・「ポケットパーク」とは、「ベストポケットパーク」の略称でチョコッキのポケットほどの公園という意味であり、道路用地等の一角に設けられる休憩施設のようなもので、国や自治体では広く使用されている用語です。徳山駅北口駅前広場の場合、南東の角にある芝生敷きのスペースを指し、市民等の憩いの場となるよう整備した施設です。
4	使用の許可	第7条内に「市長の許可を受けなければならない」とあるが、実務上どう「許可を受ける」かは別途定めると認識している。ただ、その旨はこの条例に明示が必要かどうか、判断願いたい。（第17条にて対応であれば対応不要。）	・お見込みのとおり第17条の規定により対応しています。条例では大綱を定め、手続き等の細かなルールは、規則、要綱及びガイドラインでお示しする予定です。

【条文に関するもの】

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
5	その他	対象案件列記の際、「その他〇〇」という記述が、第6条は「(13) 前各号に掲げるもののほか」第7条は「(6) 前号各号に掲げるもののほか」第8条は「(5) その他」とまちまちである。適切な表現で統一すべき。	・本条例で使用する用語等については、文章の正確さや一義性を害しない範囲で適切に規定してまいります。

【条文以外に関するもの】

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
6	その他	<p>条例では駅前広場等の公共空間の規定のみが明記されているが、駅前図書館と一体的な利活用（例えば、1階カフェと広場を活用した人前結婚式など）ができるのかどうかの規定がない。交流や賑わい創出には屋内、屋外で区分せず、一体的に利活用できることが重要だが、その場合の規定は別に存在するのか？もし規定がない場合は、一体的な利活用の規定も明記すべきではないか？</p>	<p>・賑わい創出を図る上で徳山駅前賑わい交流施設及び徳山駅前図書館との一体的な利活用は重要ですが、本条例においては施設間の一体的な利活用までを規定することは考えておりません。</p> <p>・本条例は、駅前広場と自由通路を公の施設として設置し、管理するための大綱を定めるものであり、徳山駅前図書館等との一体的な利活用に関する場合は、別途指定管理する場合の仕様書等において示すなど、連携できるようにしたいと考えています。</p>
7	その他	<p>概要版「6 使用の許可」の前文冒頭に「原則禁止」と表記するのは、「1 設置（目的）」にある「賑わいを創出し、人々の交流を促進する」目的に対し否定的な表現になっており、活性化を推進しようとする意欲と矛盾するように感じられる。冒頭から原則禁止を前提にする表現は改善するべきではないか。</p>	<p>・市民等が「使用の許可」に掲げる行為を自由に行うことは、通行の安全性や円滑な流れに支障をきたすなど、施設利用者に迷惑を及ぼすおそれがあります。そのため、施設管理者として、施設を使用するための目的や計画等をあらかじめ確認し、要件が満たされていれば禁止を解くという意味で、概要版においては「原則禁止」と表記しています。したがって、活性化を推進しようとする施設の方向性と矛盾するものではありませんし、条例本文において「原則禁止」と表記するわけではございませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
8	その他	<p>使用許可の手続きについて、誰にでもわかりやすくスムーズに行われることが肝要である。条例制定に合わせて、今後以下の内容について、導入するよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口を一元化したワンストップでの申請手続き</li> <li>・オンラインによる申請受付</li> <li>・運営側による申請手続きのサポート</li> </ul>	<p>・使用許可の手続きをスムーズかつ簡素にすることは、条例制定の目的の1つです。いただいたご要望の実現に向けて、実際の運用等の中で検討してまいります。</p>

【条文以外に関するもの】

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
9	その他	利活用を促進するにあたり、利活用を申請する団体や個人のために具体的なガイドラインがあると申請がスムーズになると考える。別途ガイドラインなどで具体的に明示することを希望する。	・ガイドラインの作成などにより、詳細な使用ルール等を具体的に明示するよう努めてまいります。
10	その他	条例には使用時間や使用期間が明示されていないが、目安となる時間や期間、その他、特例事項などは規定されないのか。	・別途規則や要綱、ガイドラインにより規定する予定です。
11	その他	<p>景観を維持していくためには、専門家の役割が重要であり、ガイドライン（※）の作成も必要となる。重要な事項については、専門家（景観審議会・景観整備機構など）による判断が確実にできるような体制作りが欠かせないと思うが、今後、どのように対応されるのか？</p> <p>※以下、ガイドラインに示すべきと考えられる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象物：看板、のぼり、貼り紙、標識、工事看板の設置、三角コーン、点字ブロック、ストリートファニチャー（ベンチ、プランター、ゴミ箱）、防犯カメラ、デジタル機器、時計、屋外彫刻、オブジェ、記念物の設置など</li> <li>・具体的なデザイン指針（色、形、大きさ、耐久性、安全性など）</li> <li>・禁止する内容</li> <li>・設置の許可の手続き</li> <li>・デザインのチェックや審査などの体制</li> </ul>	<p>・駅前広場等の景観の維持につきましては、周南市景観計画に基づく公共施設景観形成ガイドラインに沿って、デザインに統一性を持たせる等により良好な景観形成を行ってまいります。また、景観上重要な事項は、景観審議会や景観整備機構と連携しながら取り組むとともに、引き続き市民や事業者と一体となって美しい駅前空間を創出してまいります。</p>

【条文以外に関するもの】

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
12	その他	当件の内容は専門性の高いものとなっていると考える。市民からの意見募集の他に、関係者・専門家からの直接の意見聞き取るべき。	・本条例は、大きくいえば「公の施設」の設置及び管理に関する条例です。条例の制定に当たっては、まずは管理者として市民等が施設を安全かつ快適に使用できるよう努め、必要があれば専門家等にご意見を伺いながら進めてまいります。

【パブリックコメントの意見募集に関するもの】

No.	項目	意見の概要	
13	意見募集	本来ならば、条例（素案）作成時から市民の意見を取り入れるべきだが、何らかの形で（市内関係者）意見を取り入れたのか。取り入れなかったならばそれはなぜか。	・本条例（素案）は、まちづくり関係者やイベント主催者等で構成する「街と駅との連携会議」等が出された意見を取り入れて作成しています。
14	意見募集	意見作成のためには本来条文中の各法律、資料「条例（素案）概要版」で「この条例の中に包含する予定です」とされていた「現在の周南市徳山駅南北自由通路条例」の内容を確認すべき。	・本条例の制定に当たって、包含する条例の内容の確認は十分に行っています。 ・駅前広場と自由通路は、一体的に基本計画が策定されるなど、交通結節や賑わい創出など求められる機能が共通しており、マルシェイベント等、自由通路と駅前広場の両施設を使用するケースも多く、条例を一本化した方が市民等にとってわかりやすく、施設の使用申請手続き等が簡素化されると考えています。

【パブリックコメントの意見募集に関するもの】

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
15	意見募集	<p>意見募集の期間中にその他1案件の意見募集も実施されている。このような案件の意見募集を、1回のみ、年末年始を含んでのほぼ1ヶ月（若干長い（12/1-1/4）のは単に年始仕事始めに合わせた、と認識している）の期間と言う設定は短い。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求める。（市のパブリック・コメントに関する条例（周南市市民参画条例では、募集期間は「原則として1箇月とします。」としており、1箇月固定、1回限定とはしていないと考える。）</p> <p>年末年始が意見募集期間に含まれる場合は、常時期間の延長を実施（必要であれば関係条例の修正）してほしい。</p> <p>市民=主権者からの、期間不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示してほしい。（「条例に則って」では前述の通り御回答として不適切と考える。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリック・コメントの意見の提出（募集）期間は、周南市市民参画条例（以下「参画条例」といいます。）第11条第2項の規定において、公表の日から原則暦月で1箇月となっており、この規定に基づいて実施したところです。</li> <li>・意見の反映については、今回の市の考え方をお示したうえで、必要に応じて内容の修正等を行いますので、期間の延長や再度行う特別の事情はないと考えています。</li> <li>・公表の時期によっては、複数のパブリック・コメントが重なることもありますが、パブリック・コメントの時期を事前に調整し、募集期間を設けることは、市の施策を進めるうえでスピード感が損なわれ、実務上も困難であると考えています。したがって今回の意見募集の期間につきましては、基本を定めた参画条例の規定に従い実施したところですのでご理解のほどよろしくお願いたします。</li> </ul>
16	意見募集	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか教えてほしい。後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ=市行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする媒体（新聞等）にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的（媒体、掲載日、大きさ）』に提示してほしい（記事の場合は把握している範囲内）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報12月号（10ページ）「パブリック・コメント」の実施記事（紙面1/3ページ）等の中で、案件、対象、閲覧期限、閲覧場所、意見提出方法を掲載しました。</li> <li>・新聞等への広告掲載は、他の案件も含めて行ったことはありません。また今回の記事掲載につきましては把握していません。</li> </ul>

【パブリックコメントの意見募集に関するもの】

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
17	意見募集	意見送付市民数・意見数より、今回のパブリック・コメント（意見募集）の広報が十分になされたのか御判断の上明示してほしい。（「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたか」(充分・不充分)の判断を明示してほしい。）	<p>・広報については、参画条例第10条に基づいて、同条に定める2つ以上の方法により行ったところであり、限られた時間の中で適切に実施したものと認識しています。</p> <p>なお、今回実施したパブリック・コメントの周知の方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市ホームページ</li> <li>②市広報（12月号）</li> <li>③本庁舎のロビー、各総合支所情報公開窓口、各支所及び中心市街地活性化推進課窓口への備付け</li> <li>④ケーブルテレビ放映</li> <li>⑤SNS（Facebook、Twitter）</li> <li>⑥徳山駅南北自由通路のデジタルサイネージ</li> </ul>
18	意見募集	パブリック・コメント/意見募集の際には、意見を求める施策条例等（案/素案）の作成過程と意見募集後の対応も明示すべきと考える。上記明示の上で再意見募集が必須と考える。（前述再記述）過去の市パブリック・コメント/意見募集の度に意見通知したと記憶しているが、今回対応は無かったと認識している。今回当該意見への対応無かった理由を明示してほしい。	<p>・パブリック・コメントの実施に合わせてお示しする資料等は、その担当課ごとの判断で行っています。</p> <p>・本条例の制定過程の明示は、今後条例制定の周知を行う際に検討いたしますが、募集後の対応は、今回の市の考え方でお示ししたとおりですので、再度、意見募集をすることは考えておりません。ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>